

横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の会議の傍聴に関する要領

(総則)

第 1 条 この要領は、横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開の原則)

第 2 条 会議は、原則として公開する。ただし、座長は、推進会議の議を経て、会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

(傍聴人の定員)

第 3 条 会議の傍聴者の定員は、原則として 10 人以内とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第 4 条 傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(会議の資料)

第 5 条 会議に提出した資料は、原則として配付する。ただし、配付部数に制限がある資料及び会議開催の都度使用する資料並びにその他内容により貸し出しとする場合がある。

(傍聴の制限)

第 6 条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) ビラ、旗、プラカード、笛等の傍聴に必要でないと思われる物を持っている者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 以上のほか、会議を妨害し、または他人に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれがある者

(傍聴者の遵守事項)

第 7 条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 推進会議構成員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により座長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、ビデオ等の撮影及び録音並びにコンピューター、携帯電話等の情報機器の使用はしないこと。ただし、あらかじめ座長の許可を得た場合はこの限りでない。

(7) むやみに席を離れないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第8条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

(別記様式)

No. 横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)